# 第13章　　費用負担と公用負担

# 第13章　　費用負担と公用負担

## 第１節　費 用 負 担

郡山市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に揚げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんの申請するものとする。

１　水防法第23条の規定による応援のための費用

２　水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

## 第２節　公 用 負 担

１　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

（１）　必要な土地の一時使用

（２）　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

（３）　車両その他の運搬用機器の使用

（４）　排水用機器の使用

（５）　工作物その他の障害物の処分

２　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これらを提示しなければならない。

第　　号

公用負担権限委任証

〇〇〇消防団
何　　某

上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。

令和　　年　　月　　日

郡 山 市 長　　印

水　防　法

第28条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しければならない。

3　公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

1　目　的　物　　種　類　　○　○　○　　数　量　　○　○　○

2　負担の内容　　使用、収容、処分

令和　　年　　月　　日

○　　○　　様

郡山市長　　印

事務担当者　　印

4　損失補償

郡山市は、公費負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。